

京都市立看護短期大学修学資金貸与規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 75 号

京都市立看護短期大学修学資金貸与規則の一部を改正する規則

京都市立看護短期大学修学資金貸与規則の一部を次のように改正する。

第1条中「本市の施設等」を「における本市又は地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「本市等」という。）」に改め、「法」という。）の右に「第3条に規定する助産師又は法」を加える。

第2条中「本市」を「本市等」に、「者」を「もの」に改める。

第11条の前の見出し中「及び時期」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「本市」を「本市等」に、「一」を「いずれか」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間継続して勤務したとき 全額
- (2) 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間の満了の日前に退職したとき（次号に掲げる場合を除く。） 勤務した期間を修学資金の貸与を受けた期間で除して得た数値を返還の債務の額に乗じて得た額
- (3) 公務若しくは業務により死亡し、又は公務若しくは業務に起因する傷病のため勤務を継続することができなくなったとき 全額

第11条第2項中「本市」を「看護職員として本市等」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「当該返還期間」を「当該期間」に改め、同条第2号中「本市」を「本市等」に改め、同条第3号中「本市」を「本市等」に、「第11条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）に定める期間満了前」を「修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間の満了の日前」に改め、「公務」の右に「若しくは業務」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)